

昭和二十六年十二月二十五日受領
答 弁 第 一 一 号

(質問の 一)

内閣衆質第二号

昭和二十六年十二月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員井上良二君提出伊丹飛行場拡張に伴う民家並びに農地の收用に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員井上良二君提出伊丹飛行場拡張に伴う民家並びに農地の収用に関する質問に対す

る答弁書

(一) 質問一、二、について政府の名において連合軍最高司令官に対し、調達を除外されるよう交渉することはできないが、被調達者の念願が妥当であると認められたならば、最高司令官に対して陳情の主旨を考慮してもらえよう要請する用意がある。

しかし、最高司令官が調達を決定した場合は、政府としてはもはや何の対策もない。

(二) 質問三、について軍の調達は、特別調達庁に対して「調達財産調査書」を要求することに始まるが、この件については、未だ特別調達庁は右の調達財産調査書を要求されていない。従つて、時期その他一切は不明である。

(三) 質問四、について連合軍の調達は、調達要求書に基いて、その財産が国の所有に属するもの以外のものは、原則として、民法上の賃貸借契約によつて借り上げられることを建前としているので、この借上げ

によつて通常生ずる損失は補償される。

右答弁する。